

## 情報提供施策等に関する検討資料

開示請求をしようとする者に対する情報提供（第 38 条）	1
ホームページによる案内や出先機関の窓口サービスはどうあるべきか。	
総合案内所は有効に活用されているか。	
1 各府省における運用状況	1
(1) ホームページでの情報提供	1
(2) 各府省の情報公開窓口	2
2 情報公開総合案内所	5
情報提供施策（第 40 条）	7
積極的な情報提供が求められているものとして、例えばどのようなものがあるか。	
開示請求制度と情報提供施策とどう連携させるか。	
審議会等の公開	
1 積極的な情報公開・情報提供	7
(1) 情報公開・情報提供を規定する条文等	7
(2) 行政機関による情報提供の例	9
2 インターネット等による情報提供	10
3 繰り返し開示請求のある情報についての取扱いについて	11
4 行政機関及び独立行政法人等における情報提供施策に関する意見	13
5 審議会等の公開について	15

## 開示請求しようとする者に対する情報提供（第 38 条関係）

- ・ ホームページによる案内や出先機関の窓口サービスはどうあるべきか。
- ・ 総合案内所は有効に活用されているか。

各府省等がホームページで情報公開のコーナーを設けているほか、電子政府の総合窓口（e-Gov）においても、行政文書ファイル管理簿等の情報を提供している。

各府省は、本省庁のほかに、地方出先機関等においても情報公開窓口を設けて、開示請求をしようとする者の相談対応や情報提供等を行っている。

各都道府県に情報公開総合案内所を設けて、年間 4,000 件弱の制度案内等を行っている。

### 1 各府省等における運用状況

#### (1) ホームページでの情報の提供

##### ア 各府省等

情報公開法に基づく開示請求をしようとする者に対しては、各府省・独立行政法人等がそれぞれのホームページにおいて、情報公開の項を設けて制度利用の案内やそれぞれが保有する行政文書・法人文書のファイル管理簿を掲載する等により、情報の提供を行っている。

##### イ 電子政府の総合窓口（e-Gov）

開示請求しようとする行政文書や法人文書に係る情報が入手できるよう、次のような項目を設けている。

「行政文書ファイル管理簿」（全行政機関の行政文書ファイル管理簿のデータを集めた総合的なデータベース データ量：平成 16 年 9 月 30 日現在約 1 千 4 百万件）

「各府省の行政文書ファイル管理簿」（府省ごとの行政文書ファイル管理簿へのリンク）

「各独立行政法人等の法人文書ファイル管理簿」（独立行政法人等ごとの法人文書ファイル管理簿へのリンク）

「各府省・独立行政法人等のホームページ」（各ホームページへのリンク）

また、各府省の「組織・制度の概要」、「報告書等の所在案内」、「調達情報提供（物品等の調達情報）」等の項目や各府省の「報道発表資料、新着情報」、「調査研究結果」、「審議会等」等の各種情報へのリンク項目も設けて情報の提供を行っている。

（注）「行政文書ファイル管理簿」については、「資料 11 文書管理（法第 37 条）についての検討資料」の項参照。

## (2) 各府省の情報公開窓口

各府省は、本省庁に情報公開窓口を設けているほか、地方支分部局等においても、当該機関が保有する行政文書について開示請求の受付や開示決定等ができるよう権限の委任を行っており、約 1300 か所の情報公開窓口で、委任の範囲において、開示請求をしようとする者の相談対応や情報提供等を行っている。

(参考) 各府省の地方支分部局等における窓口設置例

### ア 府県機関等に窓口を設置している例

行政機関	窓口を設置している府県機関等	設置箇所数
総務省	管区行政評価局・支局・事務所・分室	50
法務省	法務局・支局	50
	保護観察所	50
財務省	財務局・事務所・出張所	63
	税関・支署	50
国税庁	国税局・沖縄事務所・税務署	546
厚生労働省	労働局	47
社会保険庁	社会保険事務局	47

### イ ブロック機関等に窓口を設置している例

行政機関	窓口を設置しているブロック機関等	設置箇所数
警察庁	管区警察局	7
防衛庁	地方連絡部	7
防衛施設庁	防衛施設局・支局	11
農林水産省	農政局・事務所	8
林野庁	森林管理局	8
経済産業省	経済産業局・通商事務所	12
	鉱山保安監督部・支部・事務所	9
国土交通省	地方整備局	16
	運輸局・運輸監理部	13
気象庁	気象台	10
海上保安庁	海上保安部	11

(注) 上記は設置例であって、記載した窓口以外にも別に設置されているものがある。

(参考)

e-Gov

総務省 行政管理局

# 電子政府の総合窓口

e-Gov(イーガブ)は政府の行政情報や、行政手続を総合的に案内する窓口です。

	掲載事項一覧
	よく見るページの登録
	利用方法
	用語集

e-Gov **e-GOV(イーガブ)についてよく知ろう!** キャンペーンサイト 体験デモ公開中



- お知らせ**
- ▶ 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議において、9月15日に決定された「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」及び「電子政府に関する広報、普及活動の推進について」を掲載しました。
  - ▶ 申請・届出等手続のオンライン化に関わる各府省の汎用受付等システム(電子申請システム)の運用開始に伴い、「申請・届出等の行政手続」に各府省認証局のフィンガープリント等に関する情報を掲載しています。

## 全府省のホームページを検索します。



検索

Web search (in English)

詳細検索ページでは、より詳細な絞り込み検索ができます。



## 個人向け手続案内

生まれる 結婚する 住む 納税  
社会保障 治療 資格 その他全て



## 企業・事業者向け手続案内

起業 税 雇用/福利厚生 貿易  
資格 調査統計 その他全て

## 申請手続を検索します。



検索

詳細検索ページでは、府省指定検索ができます。



## 政策に関する意見・要望

- 各府省への政策に関する意見・要望



## 情報の種類で探す

- 行政文書ファイル管理簿
- 報告書等の所在案内
- 組織・制度の概要
- パブリックコメント(意見募集・結果公表)
- 各府省の情報(各府省へのリンク)
  - ▶ 報道発表資料, 新着情報
  - ▶ 所管の法令・告示・通達
  - ▶ 方針・指針・施策・計画等
  - ▶ 調査研究結果
  - ▶ 審議会等



## 府省・機関から探す

- 各府省・独立行政法人等のホームページ
- 携帯電話向けページ集
- 子供向けページ集
- 各府省の行政文書ファイル管理簿
- 各府省の報告書等の所在案内
- 各独立行政法人等の情報公開  
(各独立行政法人等の法人文書ファイル管理簿)



## 専門データベースの利用

- 法令データ提供システム
- 統計データ・ポータルサイト(政府統計の総合窓口)

- ▶ [白書等](#)
- ▶ [統計調査結果](#)
- ▶ [申請・届出等手続・様式](#)
- ▶ [調達情報](#)
- ▶ [予算及び決算](#)
- ▶ [評価結果等](#)
- ▶ [情報公開](#)
- ▶ [法令適用事前確認手続](#)
- [政府新着情報\(政府広報オンライン\)](#)

- [調達情報提供\(物品等の調達情報\)](#)
- [各府省提供の個別行政分野データベース](#)

## /// その他

- [電子政府構築計画について](#)
- [電子自治体について](#)
- [行政手続の電子化推進アクション・プラン](#)
- [政府認証基盤\(GPKI\)のホームページ](#)
- [行政手続オンライン化関係三法](#)
  - ▶ [行政手続オンライン化法第10条に基づく公表](#)
- [行政手続に関する共通的な制度](#)

■ [電子政府の総合窓口について](#)

■ [検索できる情報について](#)

■ [更新履歴](#)

■ [当システムへのご意見・ご感想](#)

■ [個人情報の取扱いについて](#)

■ [リンクについて](#)

Copyright© Administrative Management Bureau, Ministry of Internal Affairs and Communications

## 2 情報公開総合案内所

総務省では、行政機関情報公開法第 38 条第 2 項及び独立行政法人等情報公開法第 24 条第 2 項に基づき、総務省本省のほか、各都道府県にある管区行政評価局、行政評価事務所等に情報公開総合案内所（計 51 か所）を設置している。

各案内所では、開示請求をしようとする者に対し、設置したパソコンを使用し、又は近在の行政機関の出先機関や独立行政法人等の情報公開窓口との連携を図るなどして、

一般的な情報公開制度の仕組み、開示請求手続等についての教示

開示請求先となる行政機関・独立行政法人等の組織・所管業務の概要、その保有する行政文書ファイルに関する情報等の提供や助言等を行っている。

また、合同庁舎の一階に、当該庁舎の入居官署等による合同の開示請求受付窓口を設けるとともに案内所を併設して、相談から開示請求書の受付までの一連のサービスを提供できるようにしている例もある。

（参考）情報公開総合案内所における案内等件数

（単位：件）

	受付件数	受付形態別区分				
		来所	電話	郵便	電子メール	ファクシミリ
平成 13 年度	3,983	1,933	1944	54	34	18
14 年度	3,805	1,905	1849	16	35	0
15 年度	3,790	1,829	1,910	20	24	7

### 要綱案の考え方

国民が、開示請求権制度を容易にかつ的確に利用できるようにするためには、制度の利用方法や行政文書の所在等に関する情報が十分に提供されていることが必要である。このことは、開示請求権制度の円滑な運用を確保するためにも重要である。このため、本要綱案では、開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとした（第 24 第 1 項）。

この措置の例としては、情報公開制度の内容、開示請求書の記載方法及び提出先その他開示請求権制度の利用に関する相談及び情報提供に応ずる窓口を整備すること、主要な行政文書の所在や事務の流れに関する資料を提供することなどが挙げ

られる。上記の観点からすると、すべての行政機関について対応することが可能な総合的な案内相談窓口を中央及び都道府県の区域ごとに 1 か所程度は開設するほか、各行政機関における窓口をも充実させる必要がある。開示請求をしようとする者は、このような窓口を活用し、的確に開示請求をすることが望まれる。

## 論 点

### 情報提供施策（４０条）

- ・ 積極的な情報提供が求められているものとして、例えばどのようなものがあるか。
- ・ 開示請求制度と情報提供制度とをどう関係させるか。
- ・ 審議会等の公開

行政運営の透明性の向上を図るとともに、国民に対する説明責任を果たすため、様々な法令において情報提供に関する規定が整備されている。また、政府では、国民の関心の高い事項などについては、積極的に情報の提供をするとともに、これらの行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の充実を図っている。

政府では、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図ることを目的として、電子政府の構築を目指している。その一環として、電子政府の総合窓口（e-Gov）では、手続のワンストップサービスを実施、各行政機関が提供している行政情報の検索・案内サービスの提供、また、政策立案過程における国民の意見提起の機会を設けている。

審議会等の公開については、閣議決定において、委員等の氏名を公表するとともに、会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保するとされている。懇談会等についても、審議会等の公開に係る措置に準ずることとされている。

## 1 積極的な情報公開・情報提供

### （１）情報公開・情報提供を規定する条文等

#### 中央省庁等改革基本法

#### 第50条（行政情報の公開等）

- 2 政府は、政策形成に民意を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、重要な政策の立案に当たり、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、専門家、利害関係人その他広く国民の意見を求め、これを考慮してその決定を行う仕組みの活用及び整備を図るものとする。

## 行政機関が行う政策の評価に関する法律

### 第5条（政策評価に関する基本方針）

政府は、政策評価の計画的かつ着実な推進を図るため、政策評価に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

ハ インターネットの利用その他の方法による政策評価に関する情報の公表に関する基本的な事項

### 第10条（評価書の作成等）

行政機関の長は、政策評価を行ったときは、次に掲げる事項を記載した評価書を作成しなければならない。

- 一 政策評価の対象とした政策
- 二 政策評価を担当した部局又は機関及びこれを実施した時期
- 三 政策評価の観点
- 四 政策効果の把握の手法及びその結果
- 五 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
- 六 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項
- 七 政策評価の結果

2 行政機関の長は、前項の規定により評価書を作成したときは、速やかに、これを総務大臣に送付するとともに、当該評価書及びその要旨を公表しなければならない。

### 第11条（政策への反映状況の通知及び公表）

行政機関の長は、少なくとも毎年一回、当該行政機関における政策評価の結果の政策への反映状況について、総務大臣に通知するとともに、公表しなければならない。

## 独立行政法人通則法

### 第28条（業務方法書）

独立行政法人は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 独立行政法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

### 第29条（中期目標）

主務大臣は、三年以上五年以下の期間において独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該独立行政法人に指示

するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）
  - 二 業務運営の効率化に関する事項
  - 三 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
  - 四 財務内容の改善に関する事項
  - 五 その他業務運営に関する重要事項
- 3 （略）

#### 第38条（財務諸表等）

独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見（次条の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監事及び会計監査人の意見。以下同じ。）を付けなければならない。
- 4 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに第二項の事業報告書、決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

### 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

#### 第22条（情報提供）

独立行政法人等は、政令で定めるところにより、その保有する次に掲げる情報であって政令で定めるものを記録した文書、図画又は電磁的記録を作成し、適時に、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする。

- 一 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務に関する基礎的な情報
  - 二 当該独立行政法人等の組織、業務及び財務についての評価及び監査に関する情報
  - 三 当該独立行政法人等の組織の出資又は拠出に係る法人その他の政令で定める法人に関する基礎的な情報
- 2 前項の規定によるもののほか、独立行政法人等は、その諸活動についての国民の理解を深めるため、その保有する情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

## (2) 行政機関による情報提供の例

### 省庁別財務書類の作成

財政制度等審議会において、「公会計に関する基本的考え方」(平成15年6月)がとりまとめられ、その中で、行政府のアカウンタビリティを高め、財政の効率化・適正化を促すため、「予算執行の単位であるとともに行政評価の主体である省庁に着目し、省庁別のフローとストックの財務書類を作成し、説明責任の履行及び行政効率化を進める」こととされた。その後、省庁別財務書類の作成に向けて検討が行われ、平成16年6月、「省庁別財務書類の作成について」がとりまとめられた。

これを受けて、各省庁は、平成16年10月、14年度の省庁別財務書類(特別会計を含む)を作成・公表した。平成15年度分からは、独立行政法人などを連結した財務書類を公表することとしている。

## 2 インターネット等による情報提供

政府は、電子政府構築計画を改定し、電子政府の構築の一環として、総合窓口(e-Gov)における各行政機関の情報提供・各種手続のワンストップサービスの推進等を進めている。

### <参 考>

#### 電子政府構築計画 (抄)

(平成16年6月14日改定 各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)

#### 第1 基本的考え方

##### 電子政府構築の原則

政策に関する透明性の確保、説明責任の履行及び国民参加の拡大

電子政府の総合窓口(以下「e-Gov」という。)などを通じ、政策に関する多様な情報提供を徹底するとともに、政策立案過程における国民の意見提起の機会を最大限確保する。

##### 目標

上記Iの原則に基づく電子政府構築を着実に推進することにより、以下の目標の実現を目指す。

##### 利用者本位の行政サービスの提供

国民が行政組織等を意識せず、多様な手段により、24時間365日ノンストップで(いつでも)必要な情報を容易に入手し、行政手続等についてワンストップで(インターネット上の一つの窓口で)適切な行政サービスを受けることを可能にする。

(略)

計画の期間、見直し等

## 2 計画期間

2003年度(平成15年度)から2005年度末(平成17年度末)までの3か年計画とする。

## 第2 施策の基本方針

### 1 行政ポータルサイトの整備、充実

e-Gov及び各府省のホームページについて、「行政組織単位による一方向の情報提供」から「利用者の視点に立った行政情報・サービスの提供」へ移行するため、その機能、役割分担等を見直し、ワンストップサービス、政府全体として統一性があり、分かりやすい情報の提供等を行う新たな行政ポータルサイトとして、2005年度末(平成17年度末)までに整備する。このため、「行政ポータルサイトの整備方針」等を踏まえ、以下の取組を実施する。

- (1)各府省は、国民等利用者のインターネットによる行政情報の入手を容易にするため、書面で公表する情報はすべてホームページに迅速に掲載するなど、情報提供の一層の充実を図る。
- (3)各府省は、e-Govにおいて政府全体として体系的、一元的に提供している申請・届出等の手続案内について、手続概要、提出時期等手続に直接関わる情報に加え、利用者にとって有益な関連情報が掲載されたページへのリンクによる案内の充実を図る。

### 3 繰り返し開示請求のある情報についての取扱いについて

実際の運用の中で、行政機関及び独立行政法人に対して繰り返し開示請求がある情報について、ホームページ等において情報提供を行うこととされた例がみられる。

開示請求を契機として積極的に情報提供を行うこととした例

#### ◆ 外務省

「日本外交の過誤」について、外交史料館にて写しの閲覧(無料)・交付(有料)を実施。

#### ◆ 農林水産省

新山村振興等農林漁業特別対策事業実施地区の新規採択希望地区一覧について、ホームページ上で実施希望地区を公表

#### ◆ 国土交通省

海事代理士試験問題について、ホームページ上で公表

#### ◆ 阪神高速道路公団

過去の入札調書（平成13年度～平成15年度分）については、情報公開ルームにて公開。平成16年度から入札結果は、ホームページ上でも公開

< 参 考 >

**反復継続的に開示請求が見込まれる情報等のインターネット上での情報提供**

「行政情報の電子的提供に関する基本的考え方（指針）」

（平成14年7月30日改定 行政情報化推進各省庁連絡会議了承）

電子的に提供する情報の内容

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」に基づき開示した情報及び当該情報と同様の取扱いが可能と考えられる同種の情報で、反復継続的に開示請求が見込まれるものについては、国民等からの意見・要望等を踏まえ、事務負担の軽減の観点から、電子化に伴う経費等をも勘案しつつ積極的に電子的提供を図る。

**繰り返し開示請求のある情報についての公表等を制度化している例**

(i) アメリカ

1996年情報自由法の改正により、実質的に同一の記録に対して反復して開示請求がなされたり、なされそうであると認められるものの写しを公衆の閲覧複写に供することとし、これをインターネット等のコンピュータ通信の方法によっても入手しうるようにすることを行政機関に義務づけている。

アメリカ合衆国法典第5編第552条(a)(2)

各行政機関は、公示された規則に従い、次に掲げる事項を公衆の閲覧及び複写に供しなければならない。ただし、当該資料が速やかに公にされ、かつ、その写しが市販される場合は、この限りでない。

(D) 媒体又は形式にかかわらず、(3)号により何人に対しても開示され、かつ行政機関が、その主題事項の性質のために、実質的に同一の記録に対するその後の請求の対象となったか又はなりそうであると認める全ての記録の写し

(E) (D)に規定された記録の総合的な索引

(ii) 東京都情報公開条例

東京都では、平成12年1月1日より、東京都情報公開条例を施行しており、その第31条において、同一の公文書につき、複数回開示請求を受け、その都度開示をした場合で、都民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められる場合には、その文書を公表するよう努めるものと規定されている。

(情報公表制度)

第31条 実施機関は、次に掲げる事項に関する情報で当該実施機関が保有するものを公表しなければならない。ただし、当該情報の公表について法令等で別段の定めがあるとき、又は当該情報が第7条各号に規定する非開示情報に該当するときはこの限りでない。

- 一 都の長期計画その他都規則等で定める都の重要な基本計画
- 二 前号の計画のうち、実施機関が定めるものに係る中間段階の案
- 三 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関又はこれに類するもので実施機関が定めるもの(以下「附属機関等」という。)の報告書及び議事録並びに当該附属機関等への提出資料
- 四 実施機関が定める都の主要事業の進行状況
- 五 その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、同一の公文書につき複数回開示請求を受けてその都度開示をした場合等で、都民の利便及び行政運営の効率化に資すると認められるときは、当該公文書を公表するよう努めるものとする。

3 前二項の公表の方法は、実施機関が定める。

4 行政機関及び独立行政法人における情報提供施策に関する意見等

行政機関及び独立行政法人に対する調査において、情報提供施策に関しては、全体的に、国民に対する説明責任の遂行とともに開示に係る事務負担の軽減という観点から、インターネット等を通じて、情報提供の充実を図るとしている。

一方で、開示請求制度に照らし、情報提供の場合も写しの交付等の際に、実費を請求できるようにするべきではないかとの意見もあった。

【インターネット等による情報提供の充実】

当局の所掌上、行政部内向けの情報が多いが、国民への情報提供が必要とされるものがないか検討しつつ、ホームページに掲載する情報の拡充を図っていきたい。

ホームページにおける公表等により情報提供を進めている。

ホームページ等による情報提供施策を充実させることは、法の趣旨にある国民に対する説明責務の遂行に繋がるとともに、連鎖的に開示請求者の負担軽減に寄与することとなり、有益である。

現状においては、既に設けられている仕組み・手続に沿って着実に情報提供を実施していくことが肝要と考える。

行政の透明性を確保する観点から、情報公開法の主旨も踏まえつつ、公開できる文書については、ホームページ等において積極的に情報提供を行うよう努めている。

インターネットを活用して、より広範な情報を提供するように努めること。

開示請求では、個別の内容で細部にまで至ることが多いことからホームページなどで常時掲載できる内容は少ないが、情報提供媒体は、ホームページが占める部分が大きく、今後の各種情報提供を充実させていく方法として、需要の高いホームページの画面の構成や内容の充実を図り、アクセスしやすい（見やすい）環境作りと、ニーズの高い情報をより詳細に掲載していくことであると考えている。

#### 【情報提供施策を充実する上での改善点等】

行政文書については、開示請求するまでもなく、提供できるものもあろうかと思われる。また閲覧に供されている文書について、写しの交付を目的とし開示請求となるケースも散見される。これらの場合について、手数料の徴収方法等の制度面を含め、情報提供手法の整備が必要であるものと考えている。

利用者の便宜のために、情報提供の範囲・内容を各法人が統一するようにした方がよいのではないか。

請求文書に不開示情報混入の疑義が無ければ、原則として情報提供により文書を請求者に渡すべきと考える。ただし、情報提供の際に複写料金（実費）を請求できないか。

開示請求される情報（文書）には、公益性はないが請求者個人の関心が高いものが請求されるケースが見受けられるが、これらのケースについても情報提供で行うとすれば、窓口の機能を充実することが重要と考える。

#### 【その他】

大量な文書の請求は業務上支障が生じるおそれがあり、請求者が真に必要な文書を手入手できるよう、また情報公開制度の趣旨に鑑み、利用者の利便性の向上に資するものとして充実していくべきと考える。

行政情報センターを設置し、情報提供に努めている。

行政機関が保有する行政文書の開示については、今後とも積極的に推進してゆくべきだとは思いますが、情報公開の担当者からすれば、少ない人数で懸命に期限内に開示決定を行っても、何も返答しない請求者に対しては、怒りさえ覚える。請求者のモラルの向上についても啓蒙策を講じるべきではないか。

## 5 審議会等の公開について

「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」(抄)

(平成11年4月27日 閣議決定)

### 1 審議会等の整理合理化

#### (2) 審議会等の運営の改善

審議会等の運営の改善については、別紙3の「審議会等の運営に関する指針」により行うものとする。

### 2 懇談会等行政運営上の会合の適正化

懇談会等行政運営上の会合の適正化については、別紙4の「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」により行うものとする。

## 別紙3 審議会等の運営に関する指針(抄)

審議会等の運営については、次の指針によるものとする。

### 3 議事

#### (4) 公開

審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。

会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議又は議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

ただし、行政処分、不服審査、試験等に関する事務を行う審議会等で、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管府省において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。

## 別紙4 懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針

懇談会等行政運営上の会合(\*)については、今後次のように扱うものとする。

### 1 運営の考え方

懇談会等行政運営上の会合については、審議会等とは異なりあくまでも行政運営上の意見交換、懇談等の場として性格付けられるものであることに留意した上、審議会等の公開に係る措置に準ずるとともに、2の基準により、その開催及び運営の適正を確保した上で、意見聴取の場として利用するものとする。

### 2 運営の原則

1の考え方に沿って、当該府省の施策に関する審議等を行う行政機関との誤解を

避けるとともに自由活発な意見聴取を行うため、以下の点に留意して運営するものとする。

(1) 開催根拠

省令、訓令等を根拠としては開催しないものとする。

また、懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を「設置する」等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。

(2) 名称

審議会、協議会、審査会、調査会又は委員会の名称を用いないものとする。

(3) 会合の運営方法

懇談会等の定員及び議決方法に関する議事手続を定めないものとする。

また、聴取した意見については、答申、意見書等合議体としての結論と受け取られるような呼称を付さないものとする。

(\* ) 行政運営上の参考に資するため、大臣等の決裁を経て、大臣等が行政機関職員以外の有識者等の参集を求める会合であって、同一名称の下に、同一者に、複数回、継続して参集を求めることを予定しているもの